

## 第45号議案

加東市良好な環境の保全に関する条例の一部を改正する条例制定の件

加東市良好な環境の保全に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月4日提出

加東市長 安田正義

加東市条例第 号

加東市良好な環境の保全に関する条例の一部を改正する条例

加東市良好な環境の保全に関する条例（平成18年加東市条例第136号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「であって、全量売電を主たる目的とするもの」を削る。

第92条中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第92条の改正規定は、肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年法律第62号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第2条の規定は、令和2年10月1日以後に着手する発電設備設置事業について適用し、同日前に着手した発電設備設置事業については、なお従前の例による。

## 第 4 5 号議案 要旨

### 加東市良好な環境の保全に関する条例の一部改正（要旨）

#### 1 改正理由

建築物に設置するものを除く発電出力 10 キロワット以上の発電設備設置事業は、全量売電を目的とする場合のみ事前の届出を義務づけてきたが、余剰売電を目的に設置する場合も生じていることから、余剰売電を目的とする場合についても、事前の届出を義務づけるよう、所要の改正を行うものである。

#### 2 改正内容

- (1) 「全量売電を主たる目的とする」を削り、全量・余剰売電にかかわらず、届出を義務化すること。（第 2 条関係）
- (2) 引用している法律の題名を改めること。（第 9 2 条関係）

#### 3 施行期日

- (1) 2 (1) 関係 公布の日（令和 2 年 1 0 月 1 日以後に着手する発電設備設置事業から適用）
- (2) 2 (2) 関係 肥料取締法の一部を改正する法律の施行の日

## 新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 発電設備設置事業 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第4項第1号に規定するエネルギー源を電気に変換する設備及びその附属施設を設置する事業であつて、<u>全量売電を主たる目的とするもの</u>をいう。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物に設置する事業を除く。</p> <p>(8)～(19) (略)</p> <p>(農薬等の購入)</p> <p>第92条 ゴルフ場は、農薬又は肥料を購入しようとするときは、農薬取締法第8条の規定による届出又は<u>肥料取締法</u> _____（昭和25年法律第127号）第7条及び第8条の規定による登録を受け、同法第16条の2若しくは第23条の規定による届出のあった販売業者から購入しなければならない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 発電設備設置事業 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第4項第1号に規定するエネルギー源を電気に変換する設備及びその附属施設を設置する事業 _____ をいう。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物に設置する事業を除く。</p> <p>(8)～(19) (略)</p> <p>(農薬等の購入)</p> <p>第92条 ゴルフ場は、農薬又は肥料を購入しようとするときは、農薬取締法第8条の規定による届出又は<u>肥料の品質の確保等に関する法律</u>（昭和25年法律第127号）第7条及び第8条の規定による登録を受け、同法第16条の2若しくは第23条の規定による届出のあった販売業者から購入しなければならない。</p>